

平成 19 年 11 月 10 日

租税法務学会裁決事例研究

小川原 かをる

**親子間の連帯債務について、債務負担割合は、受益割合とされた事例**

『裁決事例集第 72 集 事例 14 ( 負担付贈与に係る課税価格 )』 p 218

## はじめに

本件は、住宅ローン契約において、父親がローン契約を締結するには高齢で、長期融資を受けることが難しい状況にあったため、銀行のローン担当者から二所帯ローンの方法を教示され、請求人を従たる債務者として融資申込を行った結果、父親との間にローン契約が締結された。父親と請求人は連帯債務を負うことになり、債務負担割合は父親が 100% と認識していたが、その認識について、証拠がないことを理由に、連帯債務における負担割合特約がない場合の、受益割合に従うものとして、結論が出されている。一見この結論は妥当と考え、見過ごしそうである。

しかし、当事者間の合意が証拠の有無で覆される場合の、不安を思うとき、もう一度検討の余地はないのかとここに取上げてみる。

## 事実

### 1. 基礎事実

- イ 請求人の父 E は、平成 3 年 6 月 21 日「本件土地」を 97,449,000 円で F 社との間で売買契約を締結した。
- ロ E 及び請求人 ( 以下「請求人ら」という ) は、平成 3 年 7 月 11 日に G 銀行 H 支店との間で請求人らを連帯債務者として住宅ローン契約を締結して 70,000,000 円を借り受けた。
- ニ 平成 3 年 7 月 17 日「本件土地」を売買を原因として、所有権移転登記がなされた。共有持分割合は、E 10 分の 5、同人の妻 K 10 分の 3、請求人 10 分の 2 である。
- ホ E は「本件土地」に建物「本件建物」を新築し、平成 5 年 1 月 22 日新築を原因として、所有権保存登記を行った。
- へ 請求人らは平成 15 年 5 月 22 日に下記内容の、「本件負担付贈与契約」を締結した。
  - ( 1 ) E は本件土地の持分 10 分の 5 及び本件建物 ( 以下「本件贈与物件」) を請求人に贈与する。( 第 1 条 )
  - ( 2 ) 請求人は、本件贈与物件の贈与を受けた負担として E の債務 ( G 銀行 H 支店の住宅ローン債務 ) 45,507,162 円 ( 以下本件ローン債務残高 ) の返済義務を負う。( 第 3 条 )
- ト 請求人は平成 15 年 5 月 22 日本件贈与物件を、所有権移転登記した。
- チ E は平成 15 年 6 月に死亡した。

## 2. 事案の概要

本件は、審査請求人（以下「請求人」という。）が行った平成 15 年分の贈与税の更正の請求に対してされた平成 17 年 7 月 8 日付の更正処分並びに同年 12 月 9 日付でされた平成 15 年分の所得税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分について、違法を理由にその全部の取消しが求められた事案であり、争点は、住宅ローン契約において、連帯債務者間で請求人の負担割合を零とする合意（特約）があったか否か並びに団体信用生命保険契約（以下「団信保険契約」という。）により、被保険者の死亡を事由に支払われた保険金が住宅ローンの債務に充当され、債務全額が消滅した場合の被保険者以外の連帯債務者に係る債務の消滅部分に対する課税の適否及び所得区分である。

## 判 断

争点 1 本件ローン契約において、連帯債務者間で請求人の負担割合を零とする合意（特約）があったか否か。

### イ 法令解釈等

(イ) 連帯債務とは、数人の債務者が同一内容の給付について、各自が独立に全部の給付をすべき債務を負担し、しかも、そのうちの 1 人の給付があれば他の債務者の債務もすべて消滅する多数当事者の債務をいうものとされている。

また、連帯債務者は、債権者に対し、各自独立に全額の弁済義務を負うが、連帯債務者間の負担部分は、固定的な一定額ではなく、一定の割合であり、その割合は、債務者間に特約がある場合には、当該特約によって、特約がなければ連帯債務の成立により、各債務者が実際に受けた利益の割合によって、それぞれ定まり、特約がなく、かつ、受けた利益の割合が明らかでない場合には、各自平等の割合になると解されている。

(ロ) 相続税法第 7 条は、財産の移転が贈与という法律行為に該当すれば贈与税が課されることを予想して、有償で、しかも僅少の対価をもって財産の移転を図ることによって贈与税の租税回避を図るとともに、相続財産の生前処分による相続税の負担を軽減させることを防止する目的をもって定められたものと解される。

(ハ) 負担付贈与と通達は、土地等及び家屋等のうち、負担付贈与により取得したものの価額は、当該取得時における通常の取引価額に相当する金額によって評価する旨定めている。

これは、負担付贈与の場合は、一般の相続や遺贈のような偶発的な無償取得の場合とは異なり、財産の移転が、自由な取引として、かつ、対象とする財産の時価を認識した上で、双方の合意に基づいてできることから、通常の取引価額を認識した上での経済取引と同一視できることにかんがみ、贈与税の課税に当たっては、評価上の安全性に配慮した路線価方式等による相続税評価額をそのまま適用することは適切でなく、通常の取引価額によって評価することとしたものと解される。

このような負担付贈与通達の定めは、相続税法第7条の立法趣旨に合致するものであるから、当審判所も、同条に規定する時価の解釈として相当であると認める。

## ロ 認定事実

請求人提出資料、原処分関係資料及び当審判所の調査によれば、次の事実が認められる。

(イ) Eは、本件土地の売買において、契約手付金として平成3年6月21日に9,700,000円を、また、同年7月17日に契約の中間金及び決済金として合計87,749,000円をそれぞれF社に支払った(平成3年6月21日付及び同年7月17日付の領収証)。

本件土地の購入代金97,449,000円、仲介手数料3,000,000円及び登記費用1,030,500円の合計101,479,500円と本件ローン契約で借り受けた70,000,000円との差額は、Eが支払い、請求人は出捐していない(平成18年8月8日の請求人の答述)。

(ロ) 本件ローン契約書に記載されている請求人の署名は、請求人自身の筆跡である(平成18年8月8日の請求人の答述)。

(ハ) G銀行の住宅ローンの決済口座は、当該契約者が契約書の決済科目欄に記載した口座であり、連帯債務の場合であっても指定できる口座は1口座に限られる(平成18年9月6日のG銀行H支店支店長代理の答述)。

(ニ) 請求人らは、本件ローン契約の決済口座をG銀行H支店のE名義の普通預金口座(口座番号 )に指定し、毎月の返済日を27日とした(本件ローン契約書)。

(ホ) 借入当初の「G銀行ローンご明細書」の写しには、本件ローン契約に係る返済等について次のような記載がある(原処分関係資料)。

「A 10,000,000 + 60,000,000 + 30,000,000 = 100,000,000

B 69,922 + 419,529 + 210,549 = 700,000 返済・利息

C 第1回 144,000 96,000

D 第2回より K210,000 請求人140,000」

(ヘ) 平成7年1月から平成9年6月末まで(ただし、平成8年10月、11月及び平成9年4月、5月を除く。平成7年1月より前のものは確認できない。)の間、毎月25日前後に、請求人名義のG銀行H支店の普通預金口座(口座番号 )からE名義の同支店の普通預金口座(口座番号 )に140,000円が送金されている(普通預金元帳の写し)。

## ハ 判断

(イ) 本件ローン契約には、連帯債務者である請求人らの負担割合に関する定めはなく、また、請求人は、当審判所に対し、連帯債務に関する負担割合について合意(特約)があったことを証する書類はない旨答述するところ、当審判所の調査によっても、請求人の連帯債務の負担割合を零とすべき合意(特約)を認めるに足る証拠はない。

そして、本件ローン契約に係る借入金はすべて、平成3年6月21日に締結した本件土地の売買契約に係る売買代金として、同年7月17日にF社に支払われ、その結果、請求人ら

及びKは、本件土地の持分をそれぞれ取得したことが認められる。また、請求人は、本件ローン契約の締結時点において、連帯債務者となることを了解していたことが認められる。さらに、上記口の(ホ)の記載内容は、それが記載されている用紙及び記載内容からみて、請求人らが、本件土地の取得に要した金額及び本件土地に対する各持分に応じた月々のローン返済金額を記載したものと認められるところ、上記口の(ヘ)によれば、請求人は、少なくとも平成7年1月から平成9年6月までの間、自ら負担すべき金額140,000円を毎月E名義の口座に送金していたものと認められる。

以上によれば、Eと請求人との間で請求人の負担割合を零とする合意があったとは認められず、むしろ、請求人らは、本件ローン契約を締結するとともに請求人が本件土地の持分を取得した平成3年7月17日までは、本件土地の取得に関し、それぞれが実際に受ける利益の割合である本件土地の持分10分の5と10分の2に相当する負担割合で連帯債務を負うことを認識していたと認めるのが相当である。

そうすると、本件負担付贈与契約により請求人が負担すべきEの債務の額は、本件ローン債務残高に、本件土地に対する請求人らの持分である10分の5と10分の2の合計に占めるEの持分10分の5の割合を乗じて計算した32,505,116円となる。

(ロ) 請求人は、①本件ローン契約による借入金はEの口座に全額振り込まれていること、②その返済は、約12年間にわたってEの口座から引き落とされ、請求人は一切返済していないことから、本件ローン契約における連帯債務について請求人の負担を零とする暗黙の合意(特約)があり、請求人らの連帯債務の割合は、それぞれEが10分の10、請求人が10分の零である旨主張し、請求人の平成18年8月8日の当審判所に対する答述中には、これに沿う部分がある。

しかしながら、上記口の(ハ)及び(ニ)のとおり、G銀行の住宅ローンの決済口座は、連帯債務の場合であっても指定できる口座は1口座に限られ、本件ローン契約締結時に、請求人らが当該ローンの決済口座をE名義の普通預金口座(口座番号 )に指定していることからすれば、E名義の口座に借入金が入金され、当該借入金の返済が当該口座から引き落とされることは当然である。そうすると、これらの事実をもって、請求人の主張する暗黙の合意(特約)の存在を裏付ける証拠とはなり得ない。また、上記(イ)で示したとおり、請求人らは、それぞれが実際に受ける利益の割合である本件土地の持分10分の5と10分の2に相当する負担割合で連帯債務を負うことを認識していたと認められる。これらによれば、請求人の上記答述は、にわかに信用することができず、他に請求人の主張を裏付ける証拠はない。

したがって、請求人の上記主張はいずれも採用できない。

(ハ) また、請求人は、本件負担付贈与契約時において当事者は、本件ローン債務残高全額の返済義務がEにあると認識していたことから、本件ローン契約における連帯債務について請求人の負担を零とする暗黙の合意(特約)があり、請求人らの連帯債務の割合は、それぞれEが10分の10、請求人が10分の零である旨主張する。なるほど、本件負担付贈

与契約第3条には、請求人は、本件贈与物件の贈与を受けた負担として、Eの債務（G銀行H支店の住宅ローン債務）45,507,162円の返済義務を負う旨の記載がある。

しかしながら、上記口の(イ)の認定事実からすれば、請求人らは、本件土地の持分10分の5と10分の2に相当する負担割合で連帯債務を負うことを認識していたと認められる。本件負担付贈与契約第3条の規定は、このことを前提に、負担付贈与後は請求人が本件ローン債務残高全額の支払義務を負うことを確認したものにすぎないとみるべきであるから、同契約第3条の記載をもって、当初から本件ローン契約における連帯債務について請求人の負担を零とする暗黙の合意（特約）があったと認めることはできない。そして、他に請求人の主張を裏付ける証拠はない。

したがって、請求人の上記主張は採用できない。

(二) さらに、請求人は、Eの死亡により本件団信保険契約により清算された本件債務は、平成16年3月15日付の「確約書」と題する書面により、Eの相続人であるKが相続し、請求人は、同金額を全額返済することを確約していることから、請求人の負担割合は零である旨主張する。

しかしながら、上記(ハ)のとおり、請求人は、本件負担付贈与契約により本件ローン債務残高全額の支払義務を負うこととなっているところ、上記「確約書」は、この支払義務を前提として、本件団信保険契約により本件債務が清算されたことにより、Kが本件債務について請求人に対する債権を取得したことを、請求人とKとの間で確認したものにすぎないとみるべきであるから、当該書面があることをもって、本件ローン契約における連帯債務について、当初から請求人の負担割合が零であったことを証する証拠とはなり得ない。

したがって、請求人の上記主張は採用できない。

## 研究 裁決の一部に反対

### 1. 連帯債務における負担割合

連帯債務について、民法432条に「数人が連帯債務を負担するときは、債権者は、その連帯債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次にすべての連帯債務者に対し、全部又は一部の履行を請求することができる。」と規定している。

上記により債権者は、連帯債務者に対しては、いずれの債務者に対しても、全部又は一部の請求が可能である。このことから「G銀行ローン明細書」に各人の負担額が記入されているからと言って、銀行側がこれに拘束されるいわれはない。現に負担付贈与があったことを銀行側は関知していない。これからも解かるように、債務の負担割合は、債務者間で決めるものである。

さて債務者間で負担割合を決める場合、親族間で書面にて証拠を残そうとするであろうか。今回の場合、父親が高齢につき、二世帯ローンを締結したとき、親の死亡の場合は保険で担保され、請求人には負担はかからない状況である。万が一親の支払い能力が無くな

った場合は請求人の負担は全額となる可能性は十分にある。しかし、父親が債務負担可能な時期については、債務者間で、当初父親が100%の債務割合であると認識するのは当然ではないだろうか。この事案において負担付贈与を行うまでは、実際父親が返済負担をしていたことが推察される。書面による合意証拠がないから、合意がなかったとする判断は、民法の契約に関する私法自治の原則を職権にて濫用していないだろうか。ここに、租税回避の為に虚偽や隠蔽があるだろうか。虚偽隠蔽等の行為により、私法上の契約を通常の実行に置きかえる場合は、書面による合意があった場合においても、租税公平の観点から行為否認も有り得るかもしれない。しかし当事案において、暗黙の合意を否認する理由があるのだろうか。個人間のしかも親族間の合意について敢えてそれに異を唱える必要、又は権限はどこに根拠があるのだろうか。

## 2. 合意の認められない理由

債務負担割合について、父親Eは100%、請求者は0%の暗黙の合意(特約)が有るとの主張が認められなかったのは、書面による合意内容がない、銀行の明細書の存在及び銀行の明細書通りの金額が父親に振り込まれていることが上げられている。

また、負担付贈与の契約においてローン債務残高の全額がEの債務であると認識していた問題については、原処分庁が、債務残高の内10分の2は請求人に帰属しているから、負担付贈与において債務残高の全額を債務控除できないと否認しているのを受けて、裁判においても「負担付贈与後は請求人が本件ローン債務残高全額の支払義務を負うことを確認したものにすぎないとみるべきである」としている。その前提になっているのは請求人の持分として10分の2の登記がされていることにある。

一般的な例として親から借金をして物件を手に入れ、登記する場合がある。この場合その借金は親に返済しなければならない。この案件において明細書通りの金額が振り込まれたのは親に借金を返す場合も同じことが行われる。もし、10分の2の債務負担を認識しているならば、銀行へ返済の為、通常毎月規則正しく父親の口座へ入金していく筈である。認定事実の支払いは「平成7年1月から平成9年6月末まで(ただし、平成8年10月、11月及び平成9年4月、5月を除く。平成7年1月より前のものは確認できない。)」という不規則な返済状況になっている。不規則な返済状況について納得できる理由付けは、何も示されていない。銀行の明細と同額を父親の口座に入金していることをもって、債務負担割合を認識しているとするのは、論理の飛躍と言えないだろうか。

暗黙の合意を判断することは大変難しい問題である。納税者に法律知識が十分にあれば、書面にて合意を取り付ける方法も採ったであろうが、それを行わなかったことを理由に合意は無かったと判断する為には、課税庁側に確たる理由あるいは法の整備が必要ではないだろうか。書面のやり取りが一般化していない親族間の契約について、同じ状況でも違う判断と結論に導くことは可能なように思われる。納税者にとっての予測可能性は、申告納税制度の下では重要な課題である。

### 3. 国税不服審判所に望むこと

当判決は、負担付贈与における時価についての説明や、時価の算定の仕方等大変参考になる判決だと思う。しかし個人間の契約についての判断には疑問を呈する。

民法における契約は必ず書面を必要としている訳ではない筈である。巷では、書面を作成して巧く税負担を軽減している例は良く見かける。しかし不服審判所が納税者救済を一つの目的に掲げている以上、今回の事例の如く暗黙の合意を認めるか否かについては、慎重を期して欲しかった。暗黙の合意は認められないとされた場合、納得の行く確たる理由が要求される。当事案の場合その判断を見る限り、課税庁の主張と同じ観点から結論を引き出しているように思われる。納税者救済の観点から見直した場合、違う判断は出来ない案件であろうか。書面の無い暗黙の合意は否認されるのであればどのような手立てがあれば認められるのであろうか。納税者が申告納税制度を維持する為には、税額に係る予測可能性がなければ、安心して申告はできない。切に納得の行く判断を望む者である。

書面による合意であれば債務負担割合は当事者間の契約として自由に認められるとき、書面によらない場合は認められないとするならば、税の公平負担の問題にも抵触するのではないだろうか。

一方「確約書」については次のような判断を下している。「請求人は、本件負担付贈与契約により本件ローン債務残高全額の支払義務を負うこととなっているところ、上記「確約書」は、この支払義務を前提として、本件団信保険契約により本件債務が清算されたことにより、Kが本件債務について請求人に対する債権を取得したことを、請求人とKとの間で確認したものにすぎないとみるべきであるから、当該書面があることをもって、本件ローン契約における連帯債務について、当初から請求人の負担割合が零であったことを証する証拠とはなり得ない。したがって、請求人の上記主張は採用できない。」としているが、母親Kが請求人に対する債権を取得したことは、請求人が母親Kに対して債務を負ったと読める。即ち母親に債務が移転したと認識することができる。請求人が債務は母親に支払うとの言葉も見受けられる。書面がないことで、合意は無かったとし、「確約書」という書面については、請求人とKとの間で確認したものにすぎないとみるべきであるとしている。これは書面に対する考え方に矛盾がないだろうか。

債権者が銀行から母親に変更した場合、一時所得の問題も起きて来ない筈である。

専門知識の乏しい納税者の契約関係について、それを覆す権限は課税庁にあるのだろうか。今回の事例はその結論において、納得できないのは私だけだろうか。

同じ結論であっても疑問の余地の無い判断が欲しかった。

#### 参考文献

租税法の基本原則（松沢智著）

租税憲法学（増田英敏著）

民法2 債権法（我妻栄・有泉亨著）

民法 総則・物件（山野目章夫著）